

特定商品と量目公差

量目公差を定めた特定商品 (計量法第12条第1項)	左のうち、密封したとき表記義務対象とされた特定商品 (計量法第13条第1項)	特定物象量 (政令第2条)	量目公差※ (政令第3条)	適用される上限 (政令第5条)
1. 精米及び精麦	1. 精米及び精麦	質量	表(一)	25kg
2. 豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの	2. 豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) ◇加工していないもの	質量	表(一)	10kg
(2) 加工品	(2) 左に掲げるもののうち、あん、煮豆、きな粉、ピーナッツ製品及びはるさめ	質量	表(一)	5kg
3. 米粉、小麦粉その他の粉類	3. 米粉、小麦粉その他の粉類	質量	表(一)	10kg
4. でん粉	4. でん粉	質量	表(一)	5kg
5. 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	5. 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1) ◇(左のうち該当するものなし)	質量	表(二)	10kg
(2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	(2) ◇ 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	質量又は体積	表(一)又は表(三)	5kg又は5L
(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)	(3) 左に掲げるもの(らっきょう漬け以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。)	質量	表(二)	5kg
(4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	(4) 左に掲げるもののうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	質量	表(一)	5kg
6. 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。) (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	6. 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。) (1) ◇(左のうち該当するものなし)	質量	表(二)	10kg
(2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)	(2) ◇ 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)	質量	表(二)	5kg
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(3) 左に掲げるもののうち、果実缶詰及び瓶詰、ジャム、マーメレード、果実バター並びに乾燥果実	質量	表(一)	5kg
7. 砂糖	7. 左に掲げるもののうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	質量	表(一)	5kg
8. 茶、コーヒー及びココアの調製品	8. 茶、コーヒー及びココアの調製品	質量	表(一)	5kg
9. 香辛料	9. 左に掲げるもののうち、破砕し、又は粉碎したもの	質量	表(一)	1kg
10. めん類	10. 左に掲げるもののうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	質量	表(二)	5kg
11. もち、オートミール、その他の穀類加工品	11. もち、オートミールその他の穀類加工品	質量	表(一)	5kg
12. 菓子類	12. 左に掲げるもののうち、 (1) ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等はさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る。) (2) 油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る) (3) 水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。) (4) プリン及びゼリー(缶入りのものに限る。) (5) チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。) (6) スナック菓子(ポップコーンを除く。)	質量	表(一)	5kg
13. 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	13. 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	質量	表(一)	5kg
14. はちみつ	14. はちみつ	質量	表(一)	5kg
15. 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む) (1) 粉乳、バター及びチーズ	15. 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。) (1) 粉乳、バター及びチーズ	質量	表(一)	5kg
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	(2) 左に掲げるもののうち、アイスクリーム類以外のもの	質量又は体積	表(一)又は表(三)	5kg又は5L

量目公差を定めた特定商品 (計量法第12条第1項)	左のうち、密封したとき表記義務対象とされた特定商品 (計量法第13条第1項)	特定物象量 (政令第2条)	量目公差※ (政令第3条)	適用される上限 (政令第5条)
16. 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品 (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	16. 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品 (1) 左に掲げるもののうち、冷凍貝柱及び冷凍えび	質量	表(二)	5kg
(2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品	(2) 左に掲げるもののうち、 (1) 干しかずのこ、たづくり及び素干しえび (2) 煮干し、又はくん製したもの、削節類 (3) 冷凍食品(貝、いか及びえびに限る。) (4) 調味加工品(たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。)	質量	表(二)	5kg
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(3) 左に掲げるもののうち (1) 塩かすのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア (2) 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	質量	表(一)	5kg
17. 海藻及びその加工品	17. 左に掲げるもののうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのり又はのりの加工品以外のもの	質量	表(二)	5kg
18. 食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	18. 食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	質量	表(一)	5kg
19. ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	19. ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	質量又は体積	表(一)又は表(三)	5kg又は5L
20. しょうゆ及び食酢	20. しょうゆ及び食酢	体積	表(三)	5L
21. 調理食品 (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	21. 調理食品 (1) ◇ 即席しるこ及び即席ぜんざい	質量	表(一)	1kg
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	(2) 左に掲げるもののうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	質量	表(二)	5kg
22. 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	22. 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	質量	表(一)	1kg
23. 飲料(医薬用ものを除く。) (1) アルコールを含まないもの	23. 飲料(医薬用ものを除く。) (1) ◇ アルコールを含まないもの	質量又は体積	表(一)又は表(三)	5kg又は5L
(2) アルコールを含むもの	(2) ◇ アルコールを含むもの	体積	表(三)	5L
24. 液化石油ガス	24. 液化石油ガス	質量又は体積	表(一)又は表(三)	10キログラム又は10L
25. 灯油(容器商品として表記強制)	25. 灯油(容器商品として表記強制)	体積	表(三)	25L
26. 潤滑油	26. 潤滑油	体積	表(三)	5L
27. 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限り。)	27. 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限り。)	質量又は体積	表(一)又は表(三)	5kg又は5L
28. 家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー	28. 家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー	質量又は体積	表(一)又は表(三)	5kg又は5L
29. 皮革(原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。)	29. (左のうち該当するものなし)	面積	25平方メートル以上に適用 表示量の2% 伸び率の大きい皮革 表示量の3%	

※「量目公差」欄は、それぞれ下記の表が適用になります。

表(一)/質量		表(二)/質量		表(三)/体積	
表示量	誤差	表示量	誤差	表示量	誤差
5g以上50g以下	4%	5g以上50g以下	6%	5ml以上50ml以下	4%
50gを超え100g以下	2g	50gを超え100g以下	3g	50mlを超え100ml以下	2ml
100gを超え500g以下	2%	100gを超え500g以下	3%	100mlを超え500ml以下	2%
500gを超え1kg以下	10g	500gを超え1.5kg以下	15g	500mlを超え1L以下	10ml
1kgを超え25kg以下	1%	1.5kgを超え10kg以下	1%	1Lを超え25L以下	1%

表示量	特定の商品の特定物象量として、法定計量単位により示されたもの
真実の量	計量器で示された特定物象量
誤差	表示量 - 真実の量
誤差率(%)	$((\text{表示量} - \text{真実の量}) \div \text{表示量}) \times 100$

誤差率の求め方

内容量400gと表示された商品の正味量が、390gのときの誤差率

$$(400 - 390) \div 400 \times 100 = 2.5\% \quad \text{誤差率 } 2.5\%$$

商品の量目公差

計量法第12条第1項で、特定商品について不足分の許容誤差を「量目公差」として定めています。これは、消費者保護の観点から、真実の量が一定の範囲を超えて表示量を下回らないように規制しているもので、具体的には特定商品の販売に係る計量に関する政令第3条で定められています。

なお、量目公差が割合で定められている時は、表示量と真実の量との差の表示量に対する割合として、許容範囲が規定されています。

量目の表示義務・任意表示

量目を表示して販売する場合は、量目公差を越えないように計量しなければならない特定商品が定められています。また、特定商品のうち一定の商品について、密封して販売する場合は「量目表示義務」が定められています。

なお、法定計量単位以外の単位を用いた表示はできません。

分類は、原則として日本標準商品分類によります。

福島県計量検定所

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-7655

FAX：024-521-7978

電子メール：keiryu@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ：[福島県計量検定所](#)で[検索](#)